

【公告】 会員権停止

大阪市西成区岸里二丁目三番三六
有限会社富士商事
代表者 藤本 直哉

右の者は、法定の上限額を超える媒介報酬を受領したことにより、平成三〇年三月一九日付で業務停止三〇日間の大阪府行政処分が下されており、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、平成三〇年八月八日から三ヶ月間会員権を停止する。

平成三〇年八月一日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 阪 井 一 仁
綱紀自主規制委員会
委 員 長 光 山 嘉 一